別添様式第３

特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当証明書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 証　　　明　　　願  令和　　　年　　　月　　　日  　　　　　　　　　　市町村長　殿  住所  氏名  下記に記載した農地又は採草放牧地は、都市計画法の規定に基づく都市計画決定（変更）により租税特別措置法第70条の４第２項第３号に規定する特定市街化区域農地等となりましたが、新たに都市計画法第８条第１項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地、同項第１号に掲げる田園住居地域内に所在する農地又は都市計画法第58条の３第２項に規定する地区計画農地保全条例制度による制限を受ける同条第１項に規定する区域内にある農地となったこと（租税特別措置法第70条の４第２項第４号に規定する都市営農農地等に該当することとなったこと）を証明願います。  （証明願の農地又は採草放牧地）   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 番号 | 農地又は採草放牧地の所在 | 地目 | 面積  （㎡） | 特定市街化区域農地等に該当した日（告示等のあった日） | 都市営農農地等に該当することとなった日 | 都市計画の決定若しくは変更の内容 | | 1 |  |  |  | ・　　・ | ・　　・ |  | | 2 |  |  |  | ・　　・ | ・　　・ |  | | 3 |  |  |  | ・　　・ | ・　　・ |  | | 4 |  |  |  | ・　　・ | ・　　・ |  | | 5 |  |  |  | ・　　・ | ・　　・ |  | | 6 |  |  |  | ・　　・ | ・　　・ |  | | 7 |  |  |  | ・　　・ | ・　　・ |  | | 8 |  |  |  | ・　　・ | ・　　・ |  | | 9 |  |  |  | ・　　・ | ・　　・ |  | | 10 |  |  |  | ・　　・ | ・　　・ |  | |
| 上記に記載された農地又は採草放牧地については、都市計画法第８条第１項第14号に規定する生産緑地法第３条第１項の生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地、都市計画法第８条第１項第１号に掲げる田園住居地域内に所在する農地又は都市計画法第58条の３第２項に規定する地区計画農地保全条例制度による制限を受ける同条第１項に規定する区域内にある農地であることを証明する。    令和　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 市町村長　　　　　　　　　　印 |

（裏）

記　載　方　法　等

１　使用する場合

この様式は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の４第１項又は第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等が都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更により特定市街化区域農地等に該当（当該農地等が同法の規定に基づく都市計画の変更により田園住居地域内にある農地又は地区計画農地保全条例制度による制限を受ける区域内にある農地でなくなった場合を除く。）したため、その告示があった日から１年以内にその告示に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認（措置法第70条の４第17項又は第70条の６第21項の規定による税務署長の承認）を受けた者が、承認に係る特定市街化区域農地等が都市営農農地等に該当することとなったことの証明を受けるために使用します。

２　記載要領

「農地又は採草放牧地の所在」、「地目」、「面積」、「特定市街化区域農地等に該当した日（告示のあった日）」、「都市営農農地等に該当することとなった日」（生産緑地地区内にある農地若しくは採草放牧地及び「都市計画の決定若しくは変更の内容」の各欄は、証明願を申請する者が記載してください。

３　注意事項

「都市計画法第８条第１項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地若しくは採草放牧地」には、生産緑地法第10条第１項（同法第10条の５の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第15条第１項の規定による買取り申出がなされたもの並びに同法第10条第１項に規定する申出基準日において同法第10条の２第１項の特定生産緑地の指定がなされていないもの、同法第10条の３第２項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの及び同法第10条の６第１項の規定による指定の解除がなされたものは含まれません。